

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人出光文化福祉財団の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員には、月例報酬、賞与及び退職慰労金を支給することができる。
2 評議員には、退職慰労金を支給することができる。

(支給方法)

第3条 月例報酬は毎月25日に通貨で支給する。但し、その日が休日または土曜日に当たる場合は、順次繰り上げて支給する。
2 賞与は、夏季は6月もしくは7月、冬季は12月に通貨で支給する。
3 退職慰労金は、退職した日から3ヶ月以内に通貨で支給する。

(月例報酬)

第4条 役員の月例報酬は次のとおりとし、常勤役員に限り業務の対価として支給することができる。
20万円

(就任または退任した場合の報酬)

第5条 新たに常勤役員に就任した場合において、月例報酬を支給する時は、就任の月から月例報酬の全額を支給する。
2 常勤役員が退任した場合において、月例報酬を支給する時は、退任した月まで月例報酬の全額を支給する。

(賞与)

第6条 賞与は年2回、月例報酬を支給している役員に、それぞれ1か月分を支給する。

(退職慰労金)

第7条 役員及び評議員には、特に功績が認められた場合に、評議員会の決議により、退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金の金額は、500万円を上限とする。

(交通費)

第8条 理事会及び評議員会に出席した役員及び評議員には、交通費として3万円を支給することが出来る。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(協議事項)

第10条 この規程に定めのない事項については、評議員会で決定するものとする。

平成23年6月 9日 制定

平成26年6月19日 改定